

PRESS RELEASE

報道関係各位

建災防ロゴマーク



令和8年3月3日発表

建設業労働災害防止協会 宮城県支部

仙台市青葉区支倉町2-48

宮城県建設産業会館5階

電話 022-224-1797

担当 事務局長 西村 秀樹

みんなで防ごう 熱中症 ～早めの備えをみんなで実施！～

建災防が早期の取組を呼びかけ、建設業者からのアンケート結果も同時発表

熱中症は、気候変動の影響で季節外れの高温となるリスクが高くなっていることもあり、夏季だけでなく、身体の暑熱順化ができていない夏前に発生しているケースも少なくありません。

特に、建設業、なかでも自然災害に対する復旧・復興工事や防災・減災のための工事現場においては、厳しい作業環境により熱中症となった場合に重篤化するリスクが大きいことから、建災防宮城県支部(注1)では、早い時期からの熱中症予防対策の準備・実施を呼び掛けています。

また、建災防宮城県支部では、昨年11月に熱中症予防対策の状況等について会員企業745社にアンケートを行い、125社から回答をいただき、これを取りまとめたので、併せて発表します。

アンケート結果によれば、すべての企業で熱中症予防対策を講じており、特に、熱中症予防用ウェアラブルデバイス(注2)(16.8%)や空調服等の着用(12.0%)など、令和7年に新たな対策を導入した企業が多く、また、65.6%の企業で猛暑の中にあっても熱中症またはその疑いを生じた事例はなく、積極的な取組の効果が表れていることがうかがわれます。 ※詳細は2ページ以下をご参照ください。

一方で、熱中症予防のための経費が50%以上増えたとする回答は69.6%となっているとともに、安全確保のためのこまめな休憩や作業時間の短縮による工期や経費に対する負担感が大きくなってきており、これらに対する見直しを求める回答が多くありました。

今回、多くの企業が熱中症予防対策に積極的に取り組んでいることが明らかとなりましたが、建設業に直接携わる方々だけでなく、建設関連事業や発注者等の方々におかれても、それぞれの立場から、アンケート結果を踏まえた熱中症予防対策の一層のご理解と推進をお願いします。

熱中症予防のポイント ～事前の万全な準備と暑熱期間中の対策の確実な実施が働く人の命を守ります～

1 リスクが高まる前に、事前の万全な準備

- ①熱中症予防管理者の選任など管理体制の整備 ②暑さ指数計の準備
- ③休憩確保・作業中止を含めた適切な作業計画の策定
- ④日陰や通風の良い場所、ミストファンなどの設備検討 ⑤冷房設置など涼しい休憩場所の確保検討
- ⑥透湿性・通気性の良い服装の準備、送風・送水により身体冷却機能を有する服装の検討
- ⑦管理者・作業員に対する熱中症のリスク、予防対策など教育・研修の実施
- ⑧緊急時対応(異常発生時の連絡体制、対応手順など)の事前確認

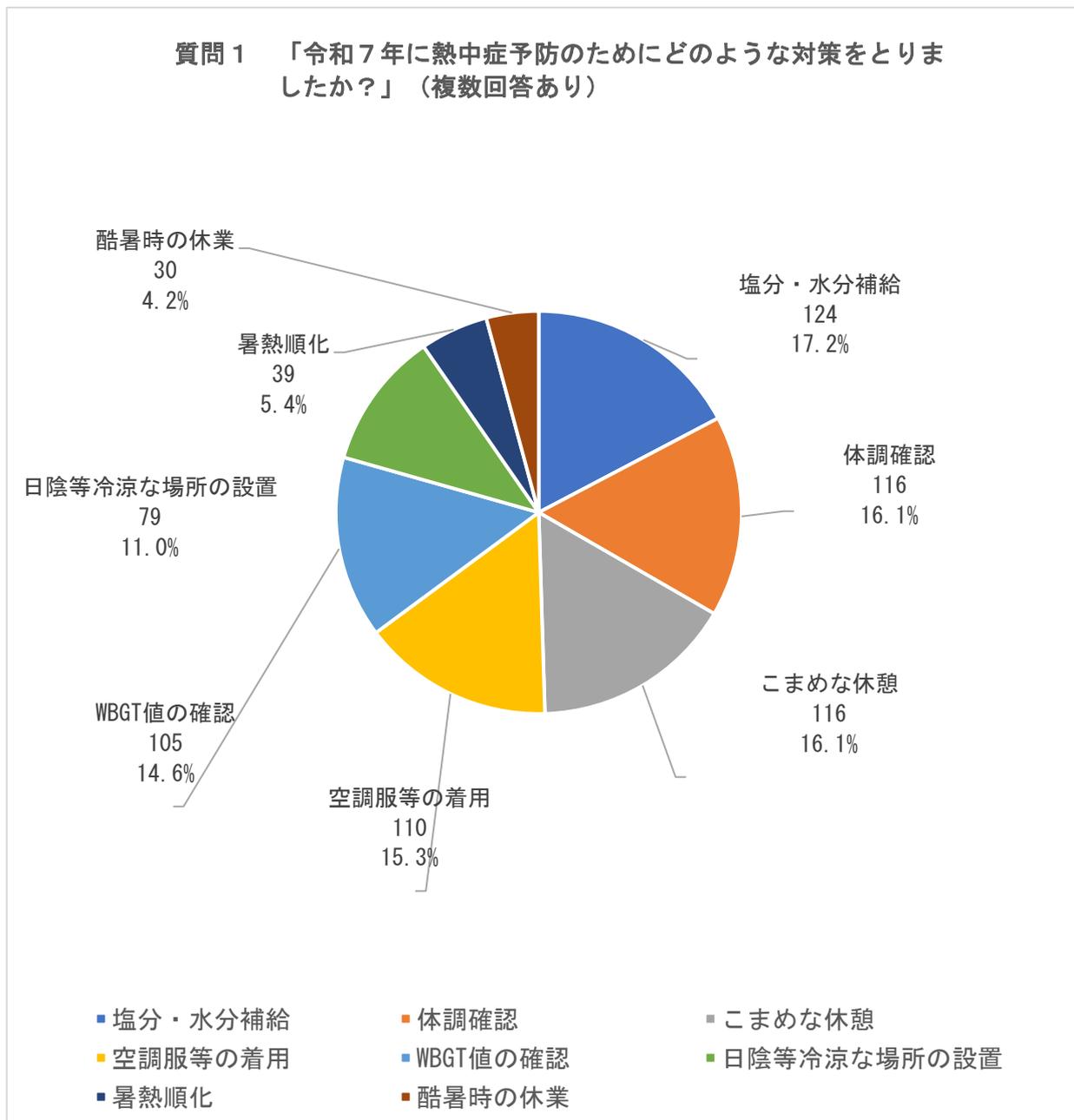
2 暑くなったり、湿度が高くなってきたら、対策を確実に実施

- ①暑さ指数(WBGT値)の把握と評価
- ②評価した暑さ指数に応じて、以下の対策を徹底
 - aクーリング設備による暑さ指数の低減 b休憩場所の整備 c空調服など適切な服装を着用
 - d適切な休憩取得・作業中止など作業時間の短縮
 - eプレクーリング(作業開始前や休憩時間に深部体温を下げる) f水分・塩分の定期的摂取
 - g暑熱順化への対応 h健康診断結果に基づく対応(医師の意見を踏まえ配慮)
 - i日常の健康管理(食事、睡眠、飲酒など) j作業中の健康状態の確認(巡視、パディ制での確認)
 - k異常時の適切な対応(迅速な連絡、身体冷却、救急隊要請を含む病院搬送)

【アンケート結果の概要】

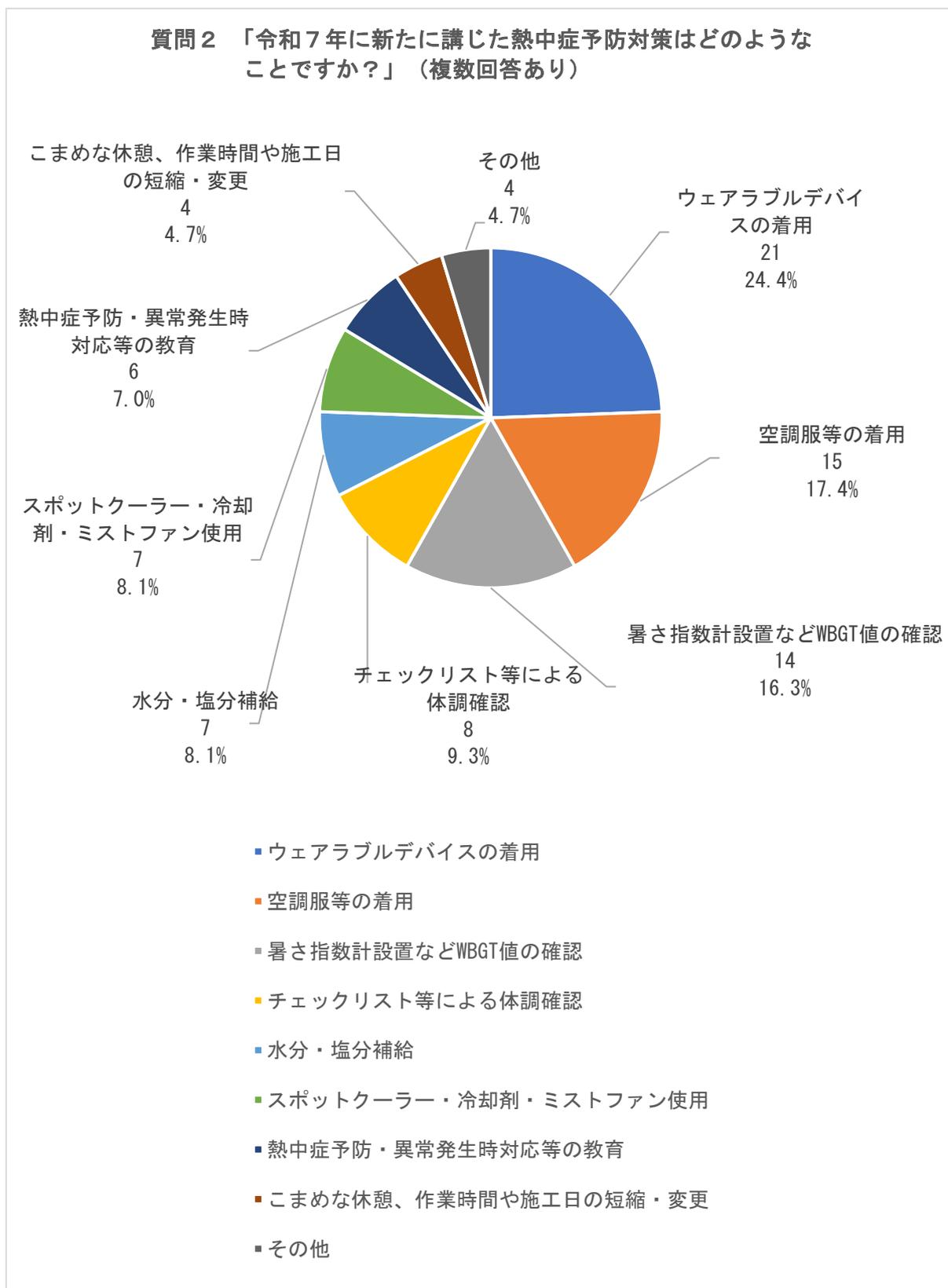
質問1 「令和7年に熱中症予防のためにどのような対策をとりましたか？」（複数回答あり）

⇒ すべての企業で何らかの予防対策を取っており、最多は塩分・水分補給 124 社(99.2%)であり、同数で体調確認、こまめな休憩が 116 社(92.8%)、空調服着用 110 社(88.0%)、WBGT値の確認 105 社(84.0%)と続き、ほとんどの企業で上記4つの対策を実施していることがうかがわれます。



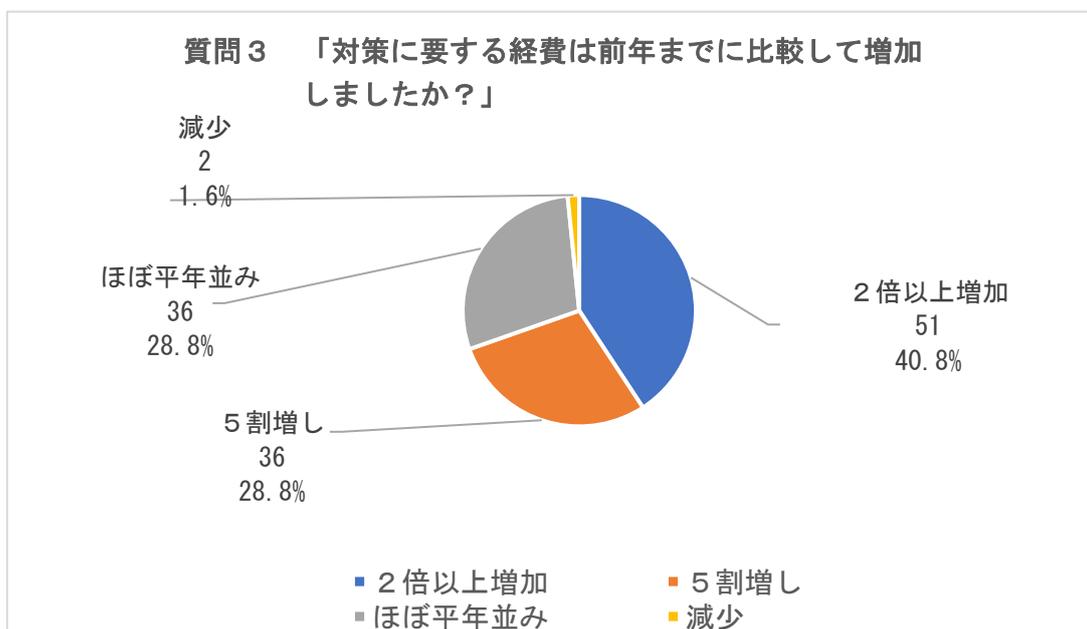
質問2 「令和7年に新たに講じた熱中症予防対策はどのようなことですか？」（複数回答あり）

⇒ 最多は熱中症予防用ウェアラブルデバイス（注2）の着用 21社（16.8%）であり、続いて、空調服等の着用 15社（12.0%）、暑さ指数計設置などによるWBGT値の確認 14社（11.2%）となっており、最新技術による機器や装備を調達した企業の多いことがうかがわれます。



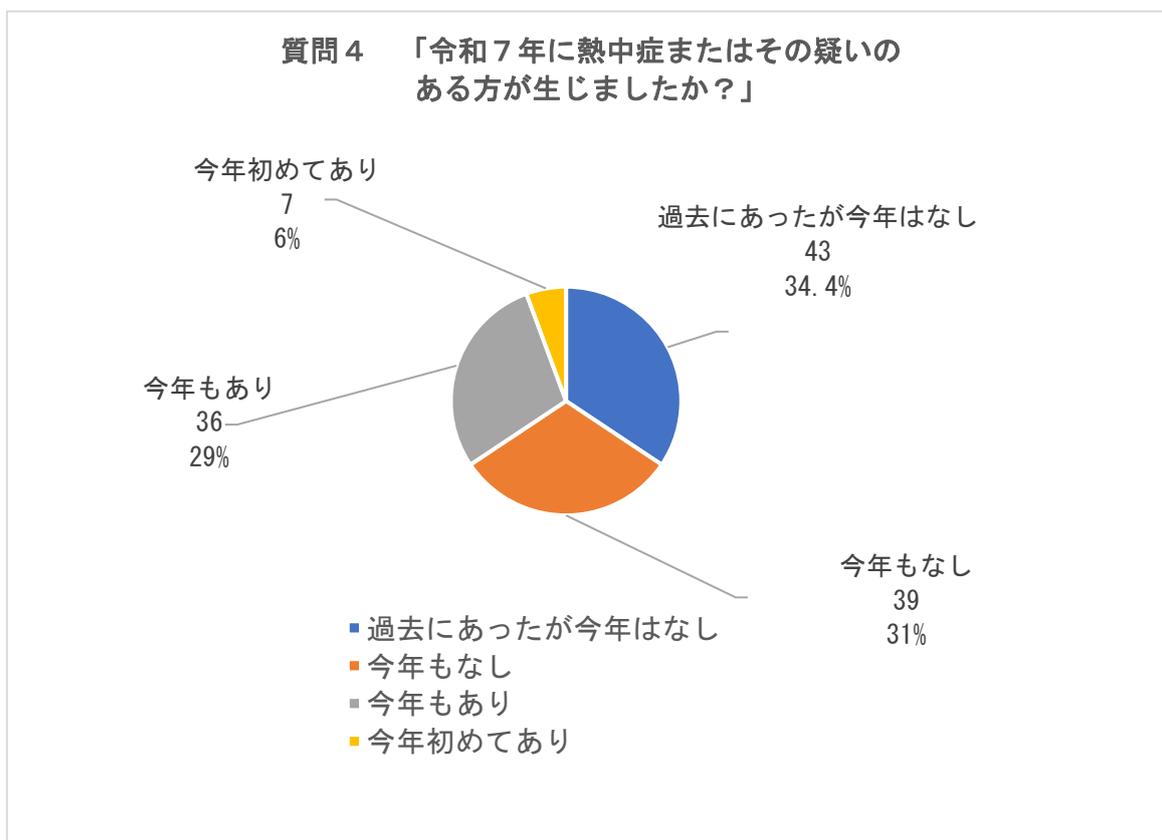
質問3 「対策に要する経費は前年までに比較して増加しましたか？」

⇒ 最多は2倍以上 51社(40.8%)であり、続いて、同数で5割増し、平年並みが36社(28.8%)となっており、減少したと回答したのは2社のみであり、安全衛生対策経費の負担が大きくなっていることがうかがわれます。



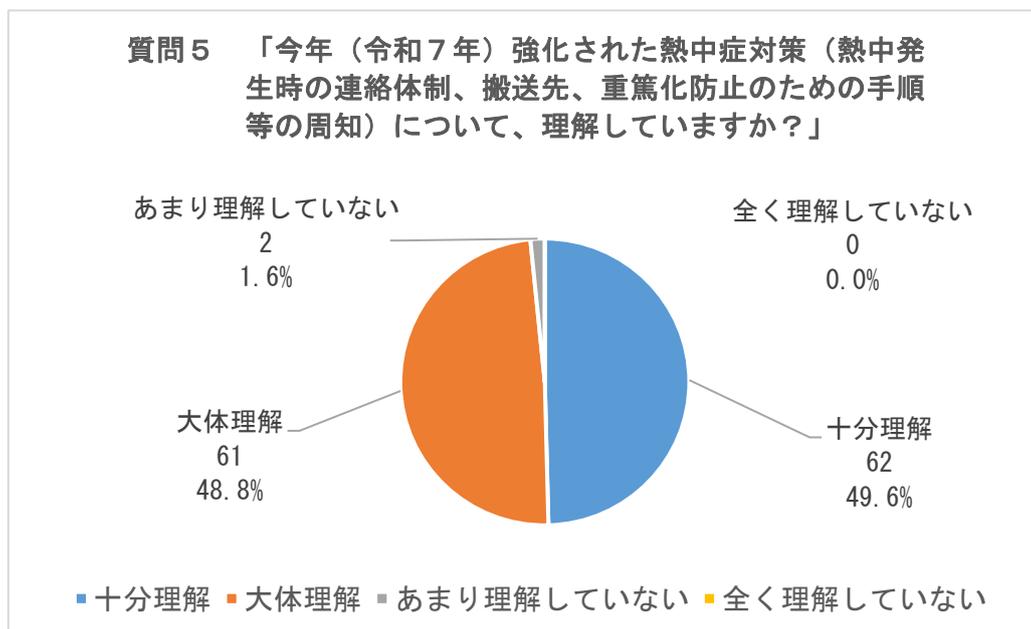
質問4 「令和7年に熱中症またはその疑いのある方が生じましたか？」

⇒ 最多は「過去にあったが令和7年は生じなかった」43社(34.4%)であり、次に多い「(令和7年もなかった)39社(31.2%)と合わせて、全体の65.6%で熱中症またはその疑いのある症状はなかったとする一方、43社(34.4%)で発生しており(疑いを含む。)、昨年の猛暑が影響したと考えられるとともに、更なる対策が必要とされる企業の多いことがうかがわれます。



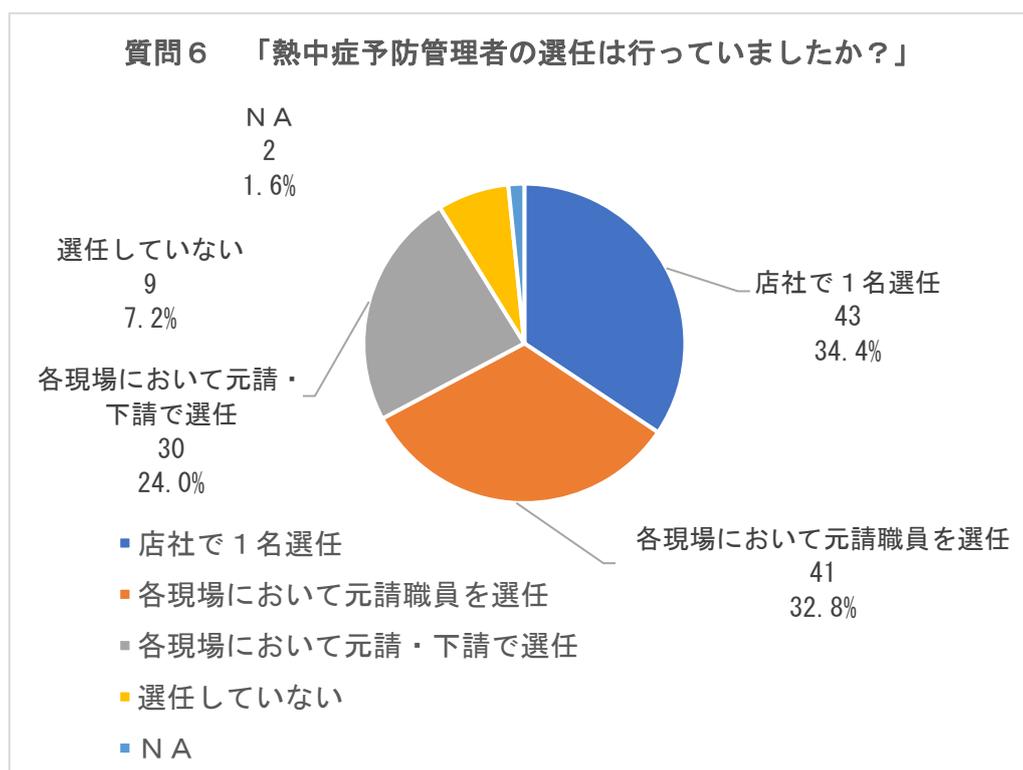
質問5 「今年(令和7年)強化された熱中症対策(熱中症発生時の連絡体制、搬送先、重篤化防止のための手順等の周知)について、理解していますか？」

⇒ 最多は「十分理解」62社(49.6%)であり、続いて、大体理解61社(48.8%)となっており、全体の98.4%は理解していると回答している。熱中症予防のための法令による対策強化について、行政及び業界を挙げての周知啓発により求められている取組の浸透がうかがわれます。



質問6 「熱中症予防管理者(注3)の選任は行っていましたか？」

⇒ 「各現場において元請職員を選任」が43社(34.4%)、続いて、「店社(注4)で1名」が41社(32.8%)、「各現場において元請・下請で選任」が30社(24.0%)となっており、全体の91.2%で熱中症予防管理者を何らかの形で選任していた一方、ごく少数ながらも選任していなかった企業もあり、そのような企業においては熱中症予防管理者の選任が急がれます。



質問7「熱中症対策として関係行政機関や発注者に求めたいことがあれば、お教えてください。」

⇒ 概ね、契約時における熱中症予防対策を考慮に入れた適正な工期設定、経費増加を求める声が多く出されています。

主なご意見は次のとおり（主旨を変えない範囲で一部編集あり）。

- あまりの暑さのために建設業をやめる人が多い。民間での対応は限界。
- こまめな休憩・酷暑時の休業に伴う適正な工期の設定
- 夏季における作業効率の低下に伴う歩掛り（ある作業を行うのに必要な労務量や機械作業量のこと）の見直し
- 作業員の安全を考えると二重、三重の対策が必要となり、経費も掛かっている。経費の増加をお願いしたい。
- 熱中症対策を実施した際、作業員ファーストとし、作業時間が2/3となった。期間内の労務単価アップまたは適正工期設定による経費アップ
- 熱中症防止対策を講じていた場合は事故扱いをやめ、通常の体調不良処置としてもらいたい。
- 熱中症対策に係る経費を計上する仕組みを市町村へ広めてほしい。
- 熱中症予防のための備品・グッズの購入に当たっての助成金制度を導入していただきたい。
- 過酷な気象条件時の作業中止命令の法的整備

【注釈】

（注1） 建災防宮城県支部

「労働災害防止団体法」に基づき、建設業における労働災害防止を目的に、建設業を営む事業主及び事業主の団体が会員となって設立された法人です。

本部は東京にあり、会長は今井雅則（戸田建設（株）代表取締役会長）です。

宮城県支部（支部長：千葉嘉春（熱海建設（株）代表取締役）には9分会があり、支部としての会員数は744社です（団体会員及び賛助会員を除く。）。

（注2） 熱中症予防用ウェアラブルデバイス

体に身に着けることにより、センサーが心拍数、皮膚温度、発汗量、周囲の温度等を測定・分析し、深部体温の上昇や熱ストレスを検知し、危険な状態となった場合にその情報を表示したり、音や振動で警告を通知する小型の装置のことです。

（注3） 熱中症予防管理者

労働安全衛生規則第612条の2において、熱中症を生ずるおそれのある作業を行う場合、事業者には、熱中症が生じた疑いがある者を発見した場合の連絡体制の整備、熱中症の症状が認められた際にその悪化を防止するための措置の内容・手順を定めるとともに、その連絡体制や措置の内容・手順を周知させる義務があります。

熱中症予防管理者は、上記義務を果たすため、事業場の中でその義務に関する業務を担う立場の者のことです。厚生労働省の行政通達^{*}において、その教育に係る内容及び時間数が示されています。

^{*} 「令和7年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱」参照

（注4） 店社

自社が施工する現場に対する施工管理や指導監督の役割を担う事業所のことであり、一般的には、実際に施工する現場に対して、会社事務所・本社・支店などを指します。

建災防の事業活動のご案内

建災防宮城県支部では、労働災害防止のための各種講習・教育、現場指導、安全大会等への講師派遣、法令改正等の周知啓発、相談対応等を行っています。各種講習・教育のお申込、現場指導や講師派遣のご依頼、労働安全衛生に関する御相談は、当支部あて電話又はホームページによりお問合せください。

なお、自然災害からの復旧・復興工事、防災・減災のための工事における労働災害防止については、自然災害関連工事宮城安全衛生支援センター（電話 022-224-1797）までお問合せください。

建災防宮城県支部のホームページはこちらから >>>

